

特別支援学校の医療的ケアにおける養護教諭の役割に関する文献検討

中島 敦子

キーワード：養護教諭の役割，医療的ケア，特別支援学校

I. はじめに

医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に，特別支援学校に医療的ケアを必要とする児童生徒等が増加してきたことに伴い，1998（平成10）年から調査研究及びモデル事業が実施された。その結果2004（平成16）年には，特別支援学校において看護師が常駐し，教員は必要な研修を受けること等を条件とし，実質的違法性阻却の考え方に基づいて，たんの吸引，留置された管からの経管栄養，自己導尿の補助等の医療的ケアを実施することはやむを得ないとする考え方が厚生労働省より示された¹⁾。これ以降，特別支援学校では看護師を中心としつつ，教員と看護師の連携による実施体制の整備が急速に進み²⁾，養護教諭にはコーディネーターとしての位置づけ³⁾が進んできた。

2011（平成23）年6月には，介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律⁴⁾による社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正が行われ，それに伴い2012（平成24）年4月より，特定の児童生徒等の特定の行為に限られる一定の研修を受けた介護職員等（以下，担当教員という）は，一定の条件の下にたんの吸引等の医療的ケアが実施できるようになった。そして，それを受けて特別支援学校の教員も，制度上医療的ケアを実施することが可能²⁾となった（以下，新制度という）。新制度の下，担当教員が行える医療的ケアの具体的内容は，口腔内の喀痰吸引・鼻腔内の喀痰吸引・気管カニューレ内部の喀痰吸引・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養・経鼻経管栄養の5項目²⁾である。

特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒等の数は，2014（平成26）年度には7,774名となり在籍者数の5.9%⁵⁾を占め，さらに，同年度の肢体不自由

教育特別支援学校においては，医療的ケアの必要な児童生徒数は，小学部から高等部までで5,087名であり全在籍者の28.3%⁶⁾を占めている。また，医療的ケアについては，一人で複数のケアを必要とする児童生徒等が多いのが現状で，2014（平成26）年度では，延べ23,396件のうち，たんの吸引等呼吸器関係が69.0%，経管栄養等栄養関係が24.1%，導尿が2.3%，その他が4.6%となっている⁵⁾。

また2014（平成26）年度の特別支援学校に配置されている医療的ケアに対応するための看護師数は，2012（平成24）年度の1,291名から1,450名となった⁵⁾。同様に担当教員も3,236名から3,448名と増加し，医療的ケアの延べ件数のうち47.7%は，担当教員によるものである⁵⁾。また，医療的ケアの対象児童生徒等の数や看護師の数は，2006（平成18）年度以降全体として増加傾向にあり，文部科学省は，引き続き特別支援学校において医療的ケアを行う体制を充実していくことが望まれる⁵⁾と指摘している。

このような背景を受け，現在，特別支援学校では医療的ケアに関して看護師の指導の下，担当教員や養護教諭が協働して，授業がスムーズに行えるよう工夫がされているところである。しかし，医療的ケアの実施には全国的にばらつきがあり，新制度が導入されてまだ3年目ということからも，様々な課題が散見される。とりわけ養護教諭は，医学・看護学的素養をもつことから医療的ケア実施体制の中心となって看護師，担当教員，保護者，医師，管理職との連携の要として活動することが期待されている⁷⁾。このように特別支援教育の背景がめまぐるしく変化していく中，現在，養護教諭の役割はどのような状況であるのかを整理し，今後の課題を考えるための示唆を得るため，文献検討を行なった。

Atsuko Nakajima

梅花女子大学 看護保健学部 看護学科

II. 文献検索の方法

第一段階として，「養護教諭の役割」「医療的ケア」「特

別支援学校」のキーワードで検索した結果、医学中央雑誌では3件、CiNiiでは1件が検索された。抽出された文献の内重複しているものを除外した結果3件となった。その内2件は表題に養護学校の記載があったことから除外し、最終的に1件の文献を抽出した。

そのため第二段階として、「養護教諭」「医療的ケア」「特別支援学校」のキーワードで検索した結果、医学中央雑誌では46件、CiNiiでは11件検索された。次に、文献の抽出年代を特別支援学校に統一された⁸⁾2007(平成19)年4月以降とした結果、医学中央雑誌では27件、CiNiiでは11件が抽出され、重複しているものを除外した結果29件となった。第一段階の1件はこれに含まれており、それらから会議録1件、資料1件、養護学校年代の文献2件、特別支援学校の医療的ケアにおける養護教諭の役割について具体的な記載がないもの14件を除いた11件の文献について、養護教諭の役割を視点として分析した(表1)。

Ⅲ. 結果

1. 文献の全体像

養護教育諸学校から特別支援学校へと名称が変更された2007(平成19)年4月から、新制度が導入されるまでの2012(平成24)年3月までの文献数は5件(No7~11)で、論文の種類は原著1件、研究報告1件、報告1件、関連論稿1件、解説1件であった。対象者は養護教諭のみ3件、養護教諭・教諭1件、養護教諭・教諭・看護師1件であった。調査方法は質問紙調査3件、面接調査1件、フォーカスグループインタビュー1件であった。

一方、新制度導入後の2012(平成24)年4月以降は、文献数が6件(No1~6)で、2013(平成25)年2件、2014(平成26)年1件、2015(平成27)年3件であった。論文の種類は原著1件、短報1件、報告1件、総説1件、特集2件であった。対象者は養護教諭のみ1件、養護教諭・教諭1件、養護教諭・教諭・看護師1件であった。調査方法は質問紙調査3件、文献検討1件であった。

2. 養護教諭の役割

1) 新制度導入以前

宿泊学習におけるコーディネーション過程に特化して岡本ら⁹⁾は養護教諭の立場から、津島¹⁰⁾の構成要素以外に新たに、ニーズの発見段階での成長・発達を願う教育的ニーズと安全な支援体制ニーズを、ケア計画段階での安全確保を、実施段階での権利擁護をそれぞれ示していた。また下川ら¹¹⁾は看護師の立場から、養護教諭の

コーディネーションのプロセスは津島¹⁰⁾と類似の課題の把握、必要性の判断、計画の作成、コーディネーションの実施、評価の5段階であることを確認した。さらにそのコーディネーションを実施するために養護教諭に必要な能力として先行研究¹⁰⁾より新たに抽出したのは、コーディネーションの必要性の判断力、医療的ケア体制の中で権限を持つ能力、幅広い視野を持つ能力、多職種間で医療的ケア内容・役割分担内容を(担任を含む専門職に)共通理解させる能力、会議の必要性を提案する能力、(医療的ケア委員会等のメンバーに)議題準備の根回しをする力であることを示していた。さらに中村ら¹²⁾は、看護師の立場から、体温測定、チアノーゼに関するケア、痙攣発作に関するケア、座薬の挿入、与薬を実施している養護教諭が数名いることや児童生徒等自身の理解について、養護教諭全員が「知っている必要がある」と回答していることを報告していた。また芝原ら¹³⁾は、理学療法士の立場から、養護教諭は原疾患の治療、緊急時の対応における主治医や医療機関への連絡や救急車手配の判断基準の作成、てんかん発作時の学校医と主治医との連携のサポート、感染症対策、障害への処置、肢体不自由の不安定な全身状態への対応や二次障害予防と障害の受容に関わる心理的な対応、服薬管理を行っていることを示していた。さらに石黒ら¹⁴⁾は、特別支援学校教員の立場から、養護教諭は医療的ケアを実施しておらず、通常校よりも医療的側面に強いケアが必要なものを教育に結びつけるコーディネーターの役割をしていることを示していた。

2) 新制度導入以降

山田らは養護教諭の立場から、養護教諭は教員・看護師・主治医・保護者とのコーディネーターの役割を行っている¹⁵⁾ことや医療的ケアに係わる校内体制のキーパーソンとなる養護教諭は、養成段階において、医療的ケアや特別支援教育に関する知識・技術を習得することが求められ、学校内外の連絡調整や医療的ケア校内委員会等のコーディネーターとしての能力の育成が、課題である¹⁶⁾ことを指摘していた。同様に金山ら¹⁷⁾特別支援学校教員の立場からも、養成段階からの学習の習得が、職場での協働を促進すると指摘していた。さらに山田は¹⁸⁾、養護教諭と看護師の活動は、それぞれ別の役割を果たしながらも、情報共有のための時間を大切にしていることや看護師から意見を聞くことで、児童生徒の理解や医療的ケアの振り返りにつながっていることも報告し、研修を求めている。また津島¹⁹⁾は、医療的ケアを必要とする児童生徒の「教育を受けたい」という願いの保障のた

表1 特別支援学校の医療的ケアにおける養護教諭の役割に関する文献(2007(平成19)年度以降)

No	表題	主な著者	発表年	発表雑誌	論文種類	対象	対象者数	調査方法	医療的ケアにおける養護教諭の役割
1	医療的ケアを必要とする子どもへの役割を担った看護師や保護者との協議や役割の調整を行っている。医療的ケアの管理・健康支援全般の調整と緊急時の判断・対応がある。担当教諭が医療的ケアを行う際、そのトータルや対応については、専門的な判断を要するため、必ず養護教諭や看護師が連絡をうけている。	山田景子 他	2015 (平成27)	小児保健研究	原著	養護教諭	249人	質問紙調査	養護教諭は教員や看護師、主治医と連携し、子どもに必要な医療的ケアのコーディネーターとしての役割を担っており、学校に配置された看護師や保護者との協議や役割の調整を行っている。医療的ケアの管理・健康支援全般の調整と緊急時の判断・対応がある。担当教諭が医療的ケアを行う際、そのトータルや対応については、専門的な判断を要するため、必ず養護教諭や看護師が連絡をうけている。
2	肢体不自由児教育における医療的ケアのチームアプローチとコーディネーション	津島ひろ江	2015 (平成27)	発達障害研究	特集			理論	医療的ケアを必要とする児童生徒の「教育を受けたい」という願いの保障のためには、医療的ケアを提供者が支えることが重要で、学校内外の多職種連携によるチームアプローチにおけるコーディネーションが必要となる。養護教諭にはその役割が求められ、研修プログラムの開発とその他の理論研究が必要である。
3	特別支援学校(肢体不自由)に勤務する養護教諭と看護師の連携	山田景子	2015 (平成27)	発達障害研究	特集			実践	養護教諭には、健康状態をアセスメントし緊急時に対応するため、医療的ケア技術を習得するためのケアマネジメントが必要である。養護教諭と看護師の活動は、それぞれ別の役割を果たしながらも、情報共有の時間を大切にしていく。看護師から意見を聞くことで、児童生徒の理解や医療的ケアの振り返りにつながっている。医療的ケアを行う養護教諭の力量を高める研修が望まれる。
4	医療的ケア従事者の協働達成感の尺度の開発—特別支援学校の医療的ケア従事者の協働を促進する要因—	金山三恵子 他	2014 (平成26)	小児保健研究	報告	養護教諭, 看護師, 看護師	127人	質問紙調査	養護教諭は教員養成段階で、医療的ケアや特別支援教育に関する知識・技術を習得することが、職場での協働を促進する上で必要である。
5	特別支援学校における医療的ケアの実施に関する歴史的変遷	山田景子 他	2013 (平成25)	川崎医療福祉学会誌	総説			文献	医療的ケアに係わる校内体制のキーパーソンとなる養護教諭は、養成段階で、医療的ケアや特別支援教育に関する知識・技術を習得することが求められており、学校内外の連絡調整や医療的ケア校内委員会等のコーディネーターとしての能力育成が課題である。
6	特別支援教育における医療的ケアに関する意識調査	石黒栄亀 他	2013 (平成25)	医療の質・安全学会誌	短報	養護教諭, 教諭	82人	質問紙調査	養護教諭は学校保健を担当し、障害や疾病のある児童生徒への保健活動や救急処置を通して、医学や看護の専門性を発揮し、医療的ケアの手法や知識の研修を受け、子どもにも不安感を抱かせないような技術を習得する必要がある。
7	医療的ケアにおける養護教諭のコーディネーション過程と必要な能力—特別支援学校の養護教諭を対象に—	下川清美 他	2011 (平成23)	日本養護教諭教育学会	研究報告	養護教諭	15人	フォーカスグループインタビュー	医療的ケアに関するコーディネーション過程において、養護教諭は課題の把握、必要性の判断、計画の作成、コーディネーションの実施、評価という流れで行っている。それに必要な能力で津島(2007)の先行研究より新しく抽出されたのは、コーディネーションの必要性の判断、医療的ケア体制の中で権限を持つ幅広い視野を持つ、多職種間で医療的ケアの内容・役割分担内容を共通理解させる、会議の必要性を提案するというものである。
8	子どもの医療的ケアにかかわる医療・教育職の情報入手の現状と希望の実態	中村泰子 他	2011 (平成23)	小児看護	関連論稿	養護教諭, 教諭, 看護師	147人	質問紙調査	養護教諭は医療的ケアの必要ない児童生徒に、体温測定、オアノーゼに関するケア、経腸投与に関するケア、座薬の挿入、与薬を実施し、複数の子どもへのケアを実施、サポートしている。必要な情報として、児童生徒本人の理解については、養護教諭全員が「知っている必要がある」と回答している。
9	養護教諭のコーディネーション過程を構成する要素の明確化—特別支援学校養護教諭の実践の分析から—	岡本啓子 他	2010 (平成22)	日本養護教諭教育学会	原著	養護教諭	7人	面接調査	宿泊学習における医療的ケアが必要ない事例に対して、養護教諭のコーディネーション過程において、津島(2007)の先行研究より新しく抽出された構成要素は、ニーズの発見段階での成長・発達を願う教育的ニーズ、安全な支援体制ニーズ、計画的な養成段階での安全確保、実施段階での権利擁護である。
10	肢体不自由児特別支援学校の健康管理の調査	芝原美由紀 他	2009 (平成21)	小児保健研究	報告	養護教諭	147人	質問紙調査	養護教諭は毎年家族から医療情報の収集を行い、原疾患の治療や緊急時の対応等に備えている。感染症対策や障害への処置と共に、肢体不自由児の不安定な全身状態への対応や二次障害予防と障害の受容手配の心構えや心理的な問題等に関わっている。緊急時の対応では、主治医や医療機関への連絡や救急車手配の判断基準を作成して、あらかじめ発作時の対応のため、学校医と主治医との連携をサポートしている。また、服薬管理をしており、これらの情報を学年や担任と共有している。
11	九州・沖縄の肢体不自由特別支援学校における医療的ケアの現状と課題	石黒栄亀 他	2008 (平成20)	九州女子大学紀要	解説	養護教諭, 教諭	16人	質問紙調査	教諭・養護教諭共に医療的ケアは実施しておらず、県の取組にも差がある。養護教諭は通常の学校よりも「医療的側面に強い」ケアが必要なものとして「教育」に結びつけるコーディネーターの役割をしている。

めには、医療的ケア提供者を支えることが重要で、学校内外の多職種連携によるチームアプローチにおけるコーディネーションが必要となり、その研修プログラムの開発と理論研究が必要であると指摘していた。

また山田ら¹⁵⁾は、養護教諭は緊急時の対応にあたって、専門的な判断を看護師と共に担っていることや健康状態をアセスメントし緊急時に対応するため、医療的ケア技術を習得するためのケアマニュアルの必要性を指摘していた。石黒ら²⁰⁾は特別支援学校教員の立場から、養護教諭は学校保健を担当し医療機関や学校医とのコーディネーションを担い、救急処置に対応するために、児童生徒等に不安感を抱かせないような医療的ケアの手技や知識を習得することが必要であると述べていた。

IV. 考察

現在、米国²¹⁾においては特別支援教育の対象が増加しており、わが国²²⁾においても同様となっている。米国の特別支援教育への対応は、スクールナースの役割^{21)・23)}として2011年の改訂版に位置づいており、実際にチームの一員として活躍している。わが国においても、チームとしての学校のあり方が2015(平成27)年の中央教育審議会答申(案)「チームとしての学校の在り方と今後の方針について」²⁴⁾に示され、本文献検討からも、特別支援学校の医療的ケアにおける養護教諭のコーディネーター的役割の重要性が示唆された。特別支援学校の医療的ケアにおける養護教諭の役割は、先行研究に示されたように、医療的ケアを必要とする児童生徒等の「教育を受けたい」という願いを受け止め^{9)・19)}、そのためには医療的ケアの提供者を支える学校内外の多職種連携によるチームアプローチにおけるコーディネーション¹⁹⁾を適切に行うことであると考えられる。

養護教諭の全般的な役割に関しては、1999(平成11)年の教育職員養成審議会第3次答申「養成と採用・研修との連携の円滑化について」²⁵⁾に、「養護教諭については、心身の健康観察、救急処置、保健指導等児童・生徒の健康保持増進について、採用当初から実践できる資質能力が必要である。」と示されている。また、学校保健におけるコーディネーター的役割に関しては、2008(平成²⁰⁾年の中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」²⁶⁾に、「～子どもの現代的な健康課題の多様化により、医療機関などとの連携や特別な配慮を必要とする子どもが多くなっているとともに、特別支援教育において期待される役割も増してき

ている。そのため、養護教諭がその役割を十分果たせるようにするための環境整備が必要である。」や「～学校内における連携、また医療機関や福祉関係者など地域の関係者との連携を推進することが必要となっている中、養護教諭はコーディネーターの役割を担う必要がある。～」と示されている。

そのため、医療的ケアにおけるコーディネーションに関して理解するためには、養護教諭の養成段階から基礎的な医療的ケアに関する知識や技術を習得し、採用後にも医療的ケアに関する知識や技術を含めたコーディネーションに関する研修により、更なる力量形成へつなげていかなければならない^{15)~18)}と考える。医療的ケアの知識や技術の習得は、コーディネーションを行う上においても、緊急時の対応においても、必要不可欠^{15)・18)}であると言える。

2016(平成28)年4月から施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」^{27)・28)}により、国公立の学校には合理的配慮の法的義務が生じる^{29)・30)}ことから、養護教諭も主体である自治体や学校の方針を十分把握し、学校保健全体と医療的ケアにおけるコーディネーション^{9)~11)・13)~16)・19)}において、その役割を主体的に発揮することが重要である。そして、その役割を十分発揮するためにも、医療的ケアの知識や技術の習得^{15)・18)}と医療的ケアにおけるコーディネーションの双方の内容を取り入れた、研修の実施が急務である。

V. 結論

本文献検討から、特別支援学校の医療的ケアにおける養護教諭のコーディネーター的役割の重要性が示唆された。今後その役割を十分発揮するためには、医療的ケアの知識や技術の習得と医療的ケアにおけるコーディネーション能力の向上に向けた、研修の実施が急ぎ求められる。

引用文献

- 1) 文部科学省(2004), 資料4 盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて(通知)(別添1), 2015年11月10日,
<http://www.mext.go.jp/bmenu/shingi/chousa/shotou/087/shiryo/attach/1313155.htm>.
- 2) 文部科学省(2011), 特別支援学校等における医療的ケアへの今後の対応について, 2015年11月10日,
http://www.mext.go.jp/b_menu/

- hakusho/nc/attach/1314530.htm.
- 3) 大阪府教育委員会支援教育課：大阪府立支援学校医療的ケア実施要綱 (2014)
 - 4) 厚生労働省 (2011), 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布について (社会福祉士及び介護福祉士関係), 2015年11月10日, http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/gyomu/bu_ka/shido_yosei/documents/01.pdf
 - 5) 文部科学省 (2014), 平成26年度特別支援学校等の医療的ケアに関する調査結果について (別紙3), 2015年11月10日, http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetsu/material/1356215.htm.
 - 6) 全国特別支援学校肢体不自由教育校長会：全国特別支援学校 (肢体不自由) 児童生徒病因別調査 (2014年5月1日現在), 15, 2015
 - 7) 中島康明, 中島敦子, 赤井由紀子：特別支援学校における教員の医療的ケアに関する文献検討, 医学と生物学, 157 (6), 955-959, 2013
 - 8) 文部科学省 (2007), 特別支援教育の推進について (通知), 2015年12月7日, http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101/001.pdf
 - 9) 岡本啓子, 津島ひろ江:養護教諭のコーディネーション過程を構成する要素の明確化—特別支援学校養護教諭の実践の分析から—, 日本養護教諭教育学会誌, 13 (1), 55-71, 2010
 - 10) 津島ひろ江：養護教諭のコーディネーション機能—養護学校の医療的ケアを中心に—, 保健の科学, 49, (2), 131-137, 2007
 - 11) 下川清美, 津島ひろ江：医療的ケアにおける養護教諭のコーディネーション過程と必要な能力—特別支援学校の養護教諭を対象に—, 日本養護教諭教育学会誌, 14 (1), 33-43, 2011
 - 12) 中村泰子, 奈良間美保, 堀妙子, 他：子どもの医療的ケアにかかわる医療・教育職の情報入手の現状と希望の実態, 小児看護, 34 (2), 218-223, 2011
 - 13) 芝原美由紀, 田代千恵美：肢体不自由児特別支援学校の健康管理の調査, 小児保健研究, 68 (6), 692-699, 2009
 - 14) 石黒栄亀, 筒井康子, 大田恵子, 他：九州・沖縄の肢体不自由特別支援学校における医療的ケアの現状と課題, 九州女子大学紀要, 45 (2), 1-19, 2008
 - 15) 山田景子, 津島ひろ江, 小河孝則：医療的ケアを必要とする子どもへのケア技術習得に関する養護教諭のニーズ調査, 小児保健研究, 74 (2), 214-222, 2015
 - 16) 山田景子, 津島ひろ江:特別支援学校における医療的ケアと実施に関する歴史の変遷, 川崎医療福祉学会誌, 23 (1), 2013
 - 17) 金山三恵子, 岩井圭司：医療的ケア従事者の協働達成感尺度の開発—特別支援学校の医療的ケア従事者の協働を促進する要因—, 小児保健研究, 73 (4), 608-612, 2014
 - 18) 山田景子:特別支援学校 (肢体不自由) に勤務する養護教諭と看護師の連携, 発達障害研究, 37 (2), 136-139, 2015
 - 19) 津島ひろ江：肢体不自由教育における医療的ケアのチームアプローチとコーディネーション, 発達障害研究, 37 (2), 127-135, 2015
 - 20) 石黒栄亀, 岡田愛美：特別支援教育における医療的ケアに関する意識調査, 医療の質・安全学会誌, 8 (3), 201-205, 2013
 - 21) Role of the School Nurse(2011), 2015年12月14日, <https://www.nasn.org/PolicyAdvocacy/PositionPapersandReports/NASNPositionStatementsFullView/tabid/462/ArticleId/87/Role-of-the-School-Nurse-Revised-2011>
 - 22) 文部科学省 (2015), 特別支援教育について, 2015年11月10日, http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/001.htm
 - 23) Role of the School Nurse in Providing School Health Services (2008), 2015年12月14日, <http://pediatrics.aappublications.org/content/pediatrics/121/5/1052.full.pdf>
 - 24) 文部科学省 (2015), チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について] (答申 (案)), 2015年12月24日, http://www.kyoi-ren.gr.jp/siryou/H27/27.12.21/271221_siryou_03-2.pdf
 - 25) 文部科学省 (1999), 教育職員養成審議会, 3. 養成と研修との連携の円滑化について (第3次答申), 2016年1月19日, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyoll/shiryou/_icsFiles/afieldfile/2010/08/23/1295827_01.pdf
 - 26) 学校保健の課題とその対応—養護教諭の職務等に関する調査結果から—：3近年における答申及び学校保健安全法から見える養護教諭の役割, 3-5, 日本学

校保健会, 東京, 2012

- 27) 文部科学省 (2012), 3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備, 2015年11月12日, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/siryo/attach/1325887.htm
- 28) 文部科学省 (2010), 資料3 合理的配慮について, 2015年11月10日, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1297380.htm Accessed November 10, 2015
- 29) 荻田知則, 檜木子 (企画): 児童生徒の多様な健康問題に対応できる教職員を養成するためのカリキュラム開発, 日本特殊教育学会第53回大会発表論文集 自主シンポジウム68, 2015
- 30) 内閣府 (2015), 障害者差別解消法リーフレット, 2015年11月10日, http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/sabekai_leaflet_p.pdf